

新型コロナウイルス感染症出席停止解除届(保護者記入)

尾山台みどり保育園 様

園児名

生年月日 年 月 日生

学校保健安全法では、新型コロナウイルス感染症は第二種の感染症に指定されており、出席停止になります。下記の出席停止期間早見表を参考にして、療養されますようお願いいたします。

この療養はお子様に十分休養を与え早く病気を治すことと、他の園児への感染を防ぐことを目的としています。なお、登園の際には下記の「出席停止解除願」を保護者の方が記入し、職員まで提出してください。

※新型コロナウイルス感染症は『発症後5日経過、かつ、解熱後1日経過』が出席停止解除日です。

新型コロナウイルス感染症	発症(発熱)日: 月 日 / 解熱日: 月 日 ※ワクチン接種の有無(任意) 有 ・ 無
欠席期間	年 月 日 ~ 年 月 日
登園日	年 月 日
受診した医療機関	医療機関名: 主治医名:

新型コロナウイルス感染症のために休みましたが、上記の通り、自宅休養し経過観察しました。

年 月 日より登園いたします。

年 月 日

保護者名

新型コロナ
ウイルス感染症
出席停止期間
早見表です。
ご参考に
してください

最低基準	発症した後5日を経過	発症日(発症当日0日目)	発症後1日目	発症後2日目	発症後3日目	発症後4日目	発症後5日目	発症後6日目	発症後7日目
例1	発症後1日目に軽快した場合	発熱等	軽快	軽快後1日目	軽快後2日目	軽快後3日目	軽快後5日目	登園可能	
例2	発症後2日目に軽快した場合	発熱等	発熱等	軽快	軽快後1日目	軽快後2日目	軽快後3日目	登園可能	
例3	発症後3日目に軽快した場合	発熱等	発熱等	発熱等	軽快	軽快後1日目	軽快後2日目	登園可能	
例4	発症後4日目に軽快した場合	発熱等	発熱等	発熱等	発熱等	軽快	軽快後1日目	登園可能	
例5	発症後5日目に軽快した場合	発熱等	発熱等	発熱等	発熱等	発熱等	軽快	軽快後1日目	登園可能